



# 令和8年度保育所・認定こども園入所受付について



## 1. 入所受付の日程について

|       | 受付期間              | 決定時期 |
|-------|-------------------|------|
| 1 次選考 | 11月1日（土）～12月5日（金） | 2月上旬 |
| 2 次選考 | 2月14日（土）まで        | 3月上旬 |
| 3 次選考 | 3月14日（土）まで        | 3月下旬 |

決定は、保護者へ「入所承諾書」または「利用調整結果通知」を送付します。

※1次受付であっても、誓約書等で、必要点数が10点の方は3次決定となります。

## 2. 提出先について

- ・第1希望が認定こども園の場合・・・第1希望の施設
- ・第1希望が保育所の場合・・・第1希望の施設、市役所、電子申請

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| ●第1希望の施設へ提出 | 施設へ直接お問い合わせください。                       |
| ●市役所へ提出     | 柳川庁舎子育て支援課<br>大和・三橋庁舎市民サービス課<br>※月～金のみ |
| ●電子申請       | マイナポータルにて入力と提出が可能<br>詳しい手順は裏面をご確認ください。 |

電子申請は、市が受領した日が受付日です。（申請から2～3日かかる場合あり）

## 3. 入所申請書等記入上の注意

- ・申請書及び添付書類の記入は、ボールペンで記入またはパソコン等で入力してください。※鉛筆・消せるボールペンでの記入、修正液等の使用がある書類は受付不可。
- ・書類はすべて揃えて提出してください。揃っていないと受け付けできません。

## 4. 入所申請書等について

- ① 教育・保育給付認定申請兼利用申込兼児童台帳
- ② 子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳（初年度のみ）
- ③ 重要事項チェックシート ※児童1名につき1枚
- ④ 保育の必要性を証明する書類（添付書類）※父母それぞれに必要な
- ⑤ その他家庭の状況に応じて必要な書類

### ③重要事項チェックシートについて

入所とその後の手続きの中で、とても重要なことを記載したものです。  
在園児の保護者の方も必ず内容を確認し、提出してください。

#### ④保育の必要性を証明する書類（添付書類）について

| 保育が必要な理由        | 添付書類    | 注意事項                                                                                                                                                                             |
|-----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労              | 就労証明書   | 勤務先に記入してもらってください。自営業・家族従事者の場合は事業主が記入してください。<br>（注意）自営業の方で、その事業分の税情報を確認できない場合、就労証明書の備考欄に申告予定や申告できない理由を記入してください。開業初年度のみ開業届でも可とします。<br>記入がない場合や、申告できない理由に正当性がない場合は優先度が低くなります。（★10点） |
| 疾病・障がい<br>介護・看護 | 申立書     | 【診断書】【障害者手帳の写し】【介護認定証の写し】の添付が必要です。<br>添付できない場合、【医療機関の領収書や明細書等】でも可としますが、優先度が低くなります。（★10点）                                                                                         |
| 妊娠出産            | 母子手帳の写し | 産前8週間～出産後1歳になる月の月末まで。                                                                                                                                                            |
| 就学              | 在学証明書   | 学生証は不可。                                                                                                                                                                          |
| 育児休業            | 就労証明書   | ・下の子が1歳を迎えた後も育児休業を取得する場合<br>・両親で育児休業を取得する場合（父の書類として）                                                                                                                             |
| 求職中             | 誓約書     | 有効期間は最大3か月間。（★10点）                                                                                                                                                               |

#### ⑤その他家庭の状況に応じて必要な書類について

|          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 預かり書     | 弟や妹が保育所等に入所せずに、保護者が就労する場合<br>日中に保護者以外の方が弟や妹を預かっていることを届け出てください。 |
| 障害者手帳の写し | 障がい者の方が同居している場合<br>※保育料減免の際に必要となりますが、適用には所得制限があります。            |
| 転入誓約書    | 転入手続きより前に、保育所・認定こども園の入所申請を提出する場合                               |

（★10点）に該当する場合、3次決定の対象となります。また、優先度の高い方の申請がなければ、年度途中で退所となる場合があります。

### 5. 保育料について

保育料は、4月～8月は令和7年度、9月～3月は令和8年度の父母の市民税課税状況と、入所児童の年齢や保育の必要量で決定します。

| 利用する施設 | 支払い先 | 支払い方法        |
|--------|------|--------------|
| 保育所    | 柳川市  | 納付書または口座振替   |
| 認定こども園 | 各施設  | 各施設へ確認してください |

#### ●納付書（金融機関・コンビニ・指定のスマートフォンアプリにて納付）

納付書は4月（4～8月分）と9月（9～3月分）に郵送します。

#### ●口座振替

- ・振替日は月末（12月は25日） ※金融機関休業日の場合は翌営業日
- ・金融機関及び市役所子育て支援課の窓口または電子申請にて手続きできます。

## 電子申請について

下記のQRコードをお手持ちのスマートフォンで読み取り、説明に従って申請を進めてください。

### ① 保育所入所申請（認定こども園利用希望の方は不可）



QRコードで、市公式ホームページ「保育所入所の電子申請について」へ



「マイナポータルの申請ページはこちらから」をタップで申請ページへ  
継続利用の申請と初めての申請では申請ページが違うので注意



マイナンバーカードの読み取りにてログインする



質問に沿って、申請内容を入力（申請書データが作成される）



保育を必要とする事由を証明する書類（添付書類）や、その他家庭の状況に応じた必要な書類をアップロードする



電子署名して申請する→電子署名→マイナンバーカード読み取りで申請完了  
必要であれば、控えをダウンロード（ページを閉じるとダウンロード不可になる）

### ② 保育料口座振替の電子申請（保育所利用の方の保育料のみ）



QRコードで、市公式ホームページ「市税等の納付は口座振替で！」へ



「口座振替の申し込みサイト（手続きはこちら）」をタップ→  
保育料の「申込（外部リンク）」をタップで申請ページ「こうふりネット」へ



「こうふりネット」にて申請者情報を入力（保護者名・児童名等）



（福岡銀行利用の方のみ）メールで届く認証コードを入力してアカウント登録



口座情報入力および認証番号を用いての本人確認→申請完了  
申請完了後、登録されたメールアドレスへ手続き完了メールが届く

# 柳川市保育施設利用調整指数表

| 点数表                |                                          |                                                                                                                           |     |
|--------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (必要)               |                                          |                                                                                                                           |     |
| 区分                 | 細目                                       | 備考                                                                                                                        | 点数  |
| 1 就労               | 120時間以上                                  |                                                                                                                           | 80  |
|                    | 60時間～120時間未満                             |                                                                                                                           | 50  |
|                    | 自営業・農漁業等で就労の実態が確認できない場合                  | 月に60時間以上の就労が必要<br>※自身で確定申告をしていない、事業主が自身を専従者として申告していない、家族の税の扶養に入っている方で、所得申告の予定もしくは所得申告できない正当な理由(例:専従者としての従事日数が足りない等)がない場合。 | 10  |
| 2 妊娠・出産            |                                          | 入所児童の弟妹が、産前8週～1才になる月の末日まで                                                                                                 | 80  |
| 3 疾病・障害<br>(保護者本人) | 心身障害等                                    | 診断書、<br>障害者手帳(身体:1～3級、精神:1～2級、療育A・B)<br>身体障害者手帳4～6級、精神手帳3級                                                                | 80  |
|                    |                                          |                                                                                                                           | 10  |
|                    |                                          | 診断書、要介護、<br>障害者手帳(身体:1～3級、精神:1～2級、療育A・B)<br>要支援、身体障害者手帳4～6級、精神手帳3級                                                        | 80  |
| 4 介護・看護            |                                          |                                                                                                                           | 10  |
|                    |                                          |                                                                                                                           | 300 |
|                    |                                          | ※保育必要量は短時間                                                                                                                | 10  |
| 5 災害復旧             |                                          |                                                                                                                           | 80  |
| 6 求職活動             | 資格書                                      |                                                                                                                           | 300 |
| 7 就学               |                                          |                                                                                                                           | 40  |
| 8 虐待・DV            | 証明書あり                                    |                                                                                                                           | 300 |
| 9 育児休業             |                                          | 育児休業中の弟妹のいる入所児童 ※保育必要量は短時間                                                                                                | 40  |
| 10 その他             |                                          | 児童福祉の観点から福祉事務所長が特に保育の必要性が高いと判断した場合(里親も含む)                                                                                 | 300 |
| 優先利用(加点)           |                                          |                                                                                                                           |     |
| 区分                 | 備考                                       | 加点数                                                                                                                       |     |
| 1 ひより級家庭           |                                          | 35                                                                                                                        |     |
| 2 生活保護世帯           |                                          | 1                                                                                                                         |     |
| 3 生計中心者の失業         |                                          | 40                                                                                                                        |     |
| 4 虐待・DV            | 相談係からの相談あり                               | 15                                                                                                                        |     |
| 5 障害児              | 在宅障害児(者)世帯(証明書あり)に準ずる場合                  | 35                                                                                                                        |     |
|                    | 在宅障害児(者)世帯(証明書なし)、児童支援施設等へ通園             | 20                                                                                                                        |     |
| 6 育児休業明け           | 育児復帰する場合                                 | 10                                                                                                                        |     |
| 7 兄弟同時利用           |                                          | 30                                                                                                                        |     |
| 8 小規模保育等空席あり       |                                          | 20                                                                                                                        |     |
| 9 その他市町村が定める事由     | 保護者が保育士として就労している                         | 300                                                                                                                       |     |
|                    | 保護者の勤務先が柳川市内の保育所<br>※調理員など(市外在住児童は加点対象外) | 200                                                                                                                       |     |
|                    | 不属入所(他市町村)                               | -75                                                                                                                       |     |

※保護者それぞれに点数をつけ(必要+加点)、そのうちの合計得点が低い方を対象児童の得点とする。  
 ※同一保護者で、必要事由の種類の該当項目が2つ以上になった場合には、必要点数の高い方を適用する。  
 ※加点の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加算する。  
 ※3歳児以上在園児が、次年度も引き続き入所を希望する場合、保護者等の保育の実施を必要とする事由が求職中を除き、前年度と比べ著しい変化がない場合、前年度から引き続き保育要件を有するものとして可能な限り配慮する。  
 ※世帯の状況が、この分類表の点数により高い場合は、福祉事務所の判断により加点減点を行う。

※指数は原則として毎月変更を行い優先順位を確認し、  
 指数の高い者と競合した際、(必要)項目が10点以下の者は年度途中であっても退所となる場合がある。  
 ※(必要)項目に点数がない場合は保育所等の利用はできない。  
 ※(必要)項目が10点以下の者は入所の決定が遅くなる。

※同点の場合の優先順位は以下の通りとする  
 1、希望順位  
 2、家庭内の未就学児の人数

※次年度4月入所については、市が毎年設定する受付期間内に提出した者を優先とする。  
 ※委託(市外在住)の児童について、加点1～8は適用されない。  
 ※虚偽の申告が発覚した場合は、退所となる。

※疾病・障害もしくは介護・看護で、上記の添付書類が用意できない場合は医療機関の領収書や明細書等でも可とするが、10点となる。